

指定居宅介護支援重要事項説明書

〈2024年 12月 1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 075-414-2662（午前8時30分～午後5時15分）（直）
075-754-7111（代） * 緊急連絡先

2. 居宅介護支援事業所「がくさい」の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所「がくさい」
所在地	京都市北区紫野東藤ノ森町11番3
介護保険指定番号	10103364
サービスを提供する地域	北区 玄以通より南、加茂街道より西、馬代通より東、 上京区 中立売通より北、加茂街道より西、馬代通より東、 ただし、利用者等に特別の事情がある時はこの限りではない。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼主任介護支援専門員	社会福祉士 介護福祉士	1名		1名
主任介護支援専門員	介護福祉士	1名		1名
介護支援専門員	介護福祉士	1名		1名
介護支援専門員	社会福祉士 精神保健福祉士	1名	1名	2名
介護支援専門員	社会福祉士	1名		1名

(3) 営業時間

月曜～土曜	午前8時30分～午後5時15分
日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日	休み

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

* 受入体制 …… 45 人未満（要支援含む）

① (相談) 申込み、受付 ↓ ② 訪問調査 ↓ 一要介護等認定 ③ ケアプラン原案作成 ↓ ④ サービス担当者会議等 ↓ ⑤ サービスの提供 ↓ ⑥ ケアプランの評価	① ご相談の上「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出いただきます。 ② 行政からの委託がある場合は本事業所で実施します。 ③ 利用者宅を訪問して、利用者、家族との相談の上ご希望や必要性等を勘案の上、ケアプラン原案を作成します。 ④ サービス事業者を手配し、サービス担当者会議を開催し、サービス事業者から専門的見地からの意見を得ます。 ⑥ 利用者宅を訪問して、サービス提供後の状況の変化の確認を始め、ご希望・ご相談を受け、必要に応じて今後のケアプランの見直しを行います。
--	---

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり下記の通りです。ただし、要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

	要介護1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 I (i) 45 件未満	11,620 円	15,097 円
居宅介護支援費 I (ii) 45 件以上 60 件未満	5,820 円	7,532 円
居宅介護支援費 I (iii) 60 件以上	3,488 円	4,515 円
運営基準減算	×50/100	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	
業務継続計画未策定減算	-1/100	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合	×95/100	
特定事業所集中減算	居宅介護支援費(I) から 2,140 円減算	

【各種加算】

初回加算	3,210 円	退院・退所加算 (I) イ	4,815 円
退院・退所加算 (I) ロ	6,420 円	退院・退所加算 (II) イ	6,420 円
退院・退所加算 (II) ロ	8,025 円	退院・退所加算 (III)	9,630 円
特定事業所加算 (I)	5,553 円	特定事業所加算 (II)	4,504 円
特定事業所加算 (III)	3,456 円	特定事業所加算 (A)	1,219 円
特定事業所医療介護連携加算	1,337 円	入院時情報連携加算 (I)	2,675 円
入院時情報連携加算 (II)	2,140 円	通院時情報連携加算	535 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,280 円	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140 円

- ・保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき上記の料金をいただき、当事業所からサービス利用証明書を発行いたします。
このサービス証明書を後日、京都市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2)交通費

無料です。

(3)解約料

無料です。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所の介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況及びその置かれている環境並びに要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用する介護サービスの種類、内容及びその担当者等を定めた計画を作成するとともに、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行うほか、介護保健施設への入所を要する場合には、施設への紹介その他の便宜の供与を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても、十分な連携を図るよう努めます。

サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行います。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報を行うなどの措置を講じます。

要介護者等及びその家族は、計画に位置付けるサービス事業者について複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。また、当該事業者を計画に位置付けた理由を求めることができます。利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わず、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業者のみを計画に位置づけません。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画を記載するとともに、市町村に届け出を行います。

末期の悪性腫瘍の利用者に限り、利用者等の同意を得て、心身の状況等により主治の医師等の助言を得たうえで必要と認める場合以外は、サービス担当者会議の招集を行わず、利用者の支援を継続できます。

介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(3) 調査（課題把握の方法）

課題分析標準項目にて行います。

6. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。また介護保険被保険者証に記載された内容及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

利用者が病院もしくは診療所（以下「医療関係機関等」という）に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療関係機関等に対して提供して下さい。

7. サービス内容に関する苦情

相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する御相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての御相談・苦情をお受けします。

お受けした御相談・苦情は、当事業所の苦情対応マニュアルにそって迅速かつ誠実に対処します。

当事業所のご相談窓口	
窓口担当	下山 照美（責任者）
ご相談方法	電話、面接などにより随時受け付け致しております。 電話番号 (075) 414-2662
ご利用時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
京都市のご相談窓口	
お問合せ先	○各区役所・支所 保健福祉センター健康長寿推進課 京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話番号 (075) 432-1181（代） 京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話番号 (075) 441-0111（代） ○京都府国民健康保険団体連合会苦情処理窓口 電話番号 (075) 354-9090 ○京都府福祉サービス運営適正化委員会 電話番号 (075) 252-2152

8. 緊急時の対応

居宅介護支援の訪問中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者家族、管理者、かかりつけ医等に連絡するとともに迅速かつ適切な対応に努めます。

9. 事故発生時の対応

また、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに、親族、京都府、京都市、国民健康保険団体連合会等に連絡します。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

11. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

13. 衛生管理等

従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 従業員の研修等

事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修事受講を含む）を実施します。

17. 当事業所の概要

名称・法人種別	一般財団法人 京都地域医療学際研究所
代表者役職・氏名	理事長 森 洋一
法人所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 番 9
電 話 番 号	0 7 5 - 7 5 4 - 7 1 1 1
実 施 事 業	居宅介護支援 1ヶ所 地域包括支援センター(指定介護予防支援) 1ヶ所 訪問看護 1ヶ所 介護老人保健施設 1ヶ所 介護予防推進センター 1ヶ所 訪問リハビリ 2ヶ所

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都市北区紫野東藤ノ森町 11 番 3

名称 居宅介護支援事業所「がくさい」 印

説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

続柄 ()